

# 運転免許の点数制度のあらまし

## 1 主な交通違反の点数

(令和2年6月30日施行)

交通違反の種類	点数	酒気帯び点数 0.15以上0.25未満	交通違反の種類	点数	酒気帯び点数 0.15以上0.25未満		
<b>一般違反行為</b>							
共同危険行為等禁止違反	25	—	放置駐車違反	3	—		
無免許運転	25	—	駐停車禁止場所等	2	—		
妨害運転(交通の危険のおそれ)	25	—	駐停車禁止場所等	2	14		
仮免許運転違反	12	19	駐停車禁止場所等	1	14		
大型自動車等無資格運転	12	19	保管場所法違反(道路使用)	3	—		
酒気帯び運転	0.25以上	25	保管場所法違反(長時間駐車)	2	—		
	0.15以上0.25未満	13	歩行者用道路徐行違反	2	14		
過労運転等	25	—	消音器不備	2	14		
無車検運行	6	16	免許条件違反	2	14		
無保険運行	6	16	本線車道通行車妨害	1	14		
速度	50Km以上	12	交差点等進入禁止違反	1	14		
	30Km以上50Km未満	6	無灯火	1	14		
	25Km以上30Km未満	3	減光等義務違反	1	14		
	20Km以上25Km未満	2	合図不履行	1	14		
	20Km未満	1	合図制限違反	1	14		
超過	50Km以上	12	警音器吹鳴義務違反	1	14		
	40Km以上50Km未満	6	乗車積載方法違反	1	14		
	25Km以上40Km未満	3	定員外乗車	1	14		
	20Km以上25Km未満	2	積載物大きさ制限超過	1	14		
	20Km未満	1	積載方法制限超過	1	14		
携帯電話等(危険)	6	16	けん引違反	1	14		
携帯電話等(保持)	3	15	転落等防止措置義務違反	1	14		
信号無視	赤色等	2	14	転落積載物等危険防止措置義務違反	1	14	
点滅	2	14	安全不確認ドア開放等	1	14		
安全運転義務違反	2	14	停止措置義務違反	1	14		
指定場所一時不停止等	2	14	初心運転者等保護義務違反	1	14		
交差点安全進行義務違反	2	14	初心運転者標識表示義務違反	1	14		
優先道路通行車妨害等	2	14	通行帯違反	1	14		
横断歩行者等妨害等	2	14	道路外出右左折方法違反	1	14		
徐行場所違反	2	14	故障車両表示義務違反	1	14		
通行禁止違反	2	14	指定横断等禁止違反	1	14		
通行区止違反	2	14	車間距離	高速	2	14	
整備制限	2	14		不保持	高速以外	1	14
制動装置等	2	14	進路変更禁止違反	1	14		
不良尾灯等	1	14	割込み等	1	14		
積載物制限	大型等	10割以上	6	16	交差点右左折方法違反	1	14
		5割以上10割未満	3	15	指定通行区分違反	1	14
	普通等	5割未満	2	14	交差点優先車妨害	1	14
		10割以上	3	15	緊急車妨害等	1	14
		5割以上10割未満	2	14	乗車用ヘルメット着用義務	1	14
	5割未満	1	14	座席ベルト装着義務違反	1	14	
踏切不停止等	2	14	幼児用補助装置使用義務違反	1	14		
しゃ断踏切立入り	2	14	<b>特定違反行為</b>				
歩行者側方安全間隔不保持等	2	14	運転殺人等	62			
法定横断等禁止違反	2	14	運転傷害等	45~55			
追越し違反	2	14	危険運転致死	62			
番号標表示義務違反	2	14	危険運転致傷	45~55			
大型自動二輪車等乗車方法違反	2	14	酒酔い運転	35			
騒音運転等	2	14	麻薬等運転	35			
本線車道横断等禁止違反	2	14	救護措置義務違反	35			
高速自動車国道等運転者遵守事項違反	2	14	妨害運転(著しい交通の危険)	35			
急ブレーキ禁止違反	2	14					

※ 違反をした場合に酒気を帯びていたときは、右欄の点数となります。

## 2 交通事故を起こすと1の違反点数に次の事故点数が加算されます。

交通事故の種類	不注意の程度	
	重い場合	「重い」以外の場合
死亡事故	20点	13点
傷害事故	3ヶ月以上又は後遺障害治療30日以上3ヶ月未満	13点
	治療15日以上30日未満	9点
	治療15日未満	6点
	治療15日未満	4点
建造物損壊事故	3点	2点

## 3 次の点数になると処分を受けます。

○「一般違反行為」による処分は次のようになります。

過去3年以内の前歴	免許の停止	免許の取消し				
		欠格期間(免許を受けられない期間) ( ) 年数は、免許取消前歴等保有者が処分点数に達した場合				
なし	6点~14点	1年(3年)	2年(4年)	3年(5年)	4年(5年)	5年(5年)
なし	6点~14点	15点~24点	25点~34点	35点~39点	40点~44点	45点以上
1回	4点~9点	10点~19点	20点~29点	30点~34点	35点~39点	40点以上
2回	2点~4点	5点~14点	15点~24点	25点~29点	30点~34点	35点以上
3回以上	2点~3点	4点~9点	10点~19点	20点~24点	25点~29点	30点以上

○「特定違反行為」による処分は次のようになります。

過去3年以内の前歴	免許の取消し							
	欠格期間(免許を受けられない期間) ( ) 年数は、免許取消前歴等保有者が処分点数に達した場合							
前歴なし	3年(5年)	4年(6年)	5年(7年)	6年(8年)	7年(9年)	8年(10年)	9年(10年)	10年(10年)
前歴なし	35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点~69点	70点以上
1回		35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点~64点	65点以上
2回			35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点~59点	60点以上
3回以上				35点~39点	40点~44点	45点~49点	50点~54点	55点以上

## 4 処分の事例を示すと次の通りです。

例：交通事故を起こした場合(前歴のない者)

交通事故の原因となった違反		死亡事故		免許の取消し
安全運転義務違反	2点	不注意の程度「重い」以外	13点	15点 欠格1年

例：酒気を帯びて死亡事故を起こし、ひき逃げをした場合(前歴のない者)

酒気帯び運転		死亡事故		ひき逃げ		免許の取消し
0.25mg/1以上	25点	不注意の程度(重い)	20点	特定違反行為	35点	80点 欠格10年

静岡県警察本部